

たて続けに行われた法廷にも関わらず、沢山の方々の傍聴のご協力、また多岐にわたっての心優しいご支援感謝の意に尽きません。これからも皆様同様、私も息子を支え頑張って参りたいと思います。

法廷において、殆どの被告学生から「悪いと思わなかった」「体で覚えさせる」「悪しき伝統」と防大生活で暴力≠犯罪が確立したと思いました。以下、各被告学生の尋問で印象に残った事をご報告させていただきます。

\*原告に対する犯行当時の学年を記載

《代理弁護士 松本正文》

### H30.2.20 被告 KI 学生 4年(中隊学生長)

- ・2学年多数に対する空気椅子、それに伴う暴行や原告に対する執拗な飛ばし、昼夜問わずの暴行について認めたが、回数は著しく異なる。
- ・暴力指導は被告 KI も経験し、忍耐強く成長することができた為、**構わないとの認識**だった。
- ・事件発生前においては暴力禁止の指導を教官から受けた記憶はない。
- ・他学生達に行った暴力を伴う指導の有無の質問に沈黙の後「覚えていない」と逃げた。
- ・個人的な恨みで指導をすることはある。
- ・学生必携に記載されていることは**建前**でその通り手順を取ることは聞いたことがない。またダブルスタンダードの実態を認め、**防大の虚像が明らかになった**。
- ・当時は1.2年の辛い生活を耐え3.4年で**完成された人間**であるとの思い込みがあった。

《以下3名 代理弁護士 大久保龍太》

### 4.26 被告 KR 学生 2年(同期)

- ・2年で留年し、原告と同期となる。より長く防大で過ごし「暴力が犯罪であるとの認識は閉ざされた空間で薄れていき無くなった」
- ・4月のカッター訓練時の暴力を認めず
- ・原告に対して謝罪、10分間土下座をし続けたなどありえない都合のよい証言を繰り返す。
- ・奉仕活動(防大認めていない)をさせるのが当初の目的だった。**暴力は防大のやり方だと明言**
- ・供述調書(原因は原告にあり)と実際の音声(原告提出)の著しい違いを単に記憶が薄れたせいだと苦しい言い訳。生々しい音声の証拠を「**細工済みテープだ**」大久保弁護士と共に主張
- ・都合の悪い事は全て「覚えていない」を連発。

### 4.26 被告 HR 学生 2年同期(2小隊学生長付)

- ・暴行は苛立ちの解消としても行われた
- ・都合の悪い事は「(昔の事で)覚えていない」被告 KR と嘘の証言はぴったりと合い、そこに限り原告が発した言葉まで「**覚えている**」信憑性の無さを感じた
- ・私的制裁は「学生必携」に禁止だと前頁に明記しているが役職就きの被告 HR すら「熟読していない、認識なし」「制裁は必要」と証言
- ・この件がなければ**暴力がいけない事と分らなかった**等、耳を疑うような発言に対し裁判長から「大学生ですよね？」と諭される。

### 4.26 被告 SN 学生 2年(同室同期)

- ・「遺影」を作成したのは「3年 NK 学生」と証言。
- ・100名の前で掲示後、部屋に1か月飾り礼拝、更にラインに送信したことを認める。
- ・防大では鬱で退校する学生は珍しくなく、「遺影」についても深刻に考えてなかった。
- ・当時、原告にされていた「指導」は度を超す理不尽なもので、精神的に辛い状況の認識有
- ・教官自体が指導の際、他学生に大怪我を負わせたことは記憶にある(原告も証言)

《代理弁護士 堀田裕二》

### 4.26 被告 ST 学生 3年

- ・「**連帯責任**」を課せられた事で、原告に対して学生達が不満に思っていた事を幾度も述べた
- ・調書→準備書面→尋問の内容が二転三転し、著しく信憑性に欠け、ロッカーを叩きながら恫喝した嫌がらせを認めなかったが、これらを含む防大からの処分は**承諾済み**と証言。
- ・原告が受けた暴力行為は防大では伝統「上級生が指導する」とはこの様な事を意味すると。
- ・事件後、卒業時に**学校長褒賞**を受けたと誇示

《以下2名 代理弁護士 大久保龍太》

### 5.28 被告 KN 学生 4年 (副部屋長)

- ・粗相ポイント実施や火傷虐待行為等を認めた上で「他部屋の方が酷かった」「8割が実施」「自分は優しい方」驚愕の防大実態を証言
- ・加害行為を「指導」と主張、自身は並行して \*保険金詐欺行為をしており、のちに退校処分
- ・反省文強要は「自習時間中の原告携帯使用の為」と主張。しかし、自習時間は粗相ポイント消化や他学生達も DVD 鑑賞、ゲーム等で過ごしていた事を認める。
- ・教官は見回りに来て(半裸)原告を目視、焦げ臭さもあり気付いていた筈。
- ・見張りを立てたのは「自習時間中だったから」
- ・上級生の指導は気が滅入るので面白おかしく指導する粗相ポイント制を実施
- ・一般社会人となった今、当時の行為は良くも(普通の指導よりまし)悪くも(本人が嫌なら)あったと証言。「人権侵害」の理解、未だ無し。

#### \*保険金詐欺事件の概要

受信カードの改ざんにより怪我をしたようにして保険会社へ架空又は水増しで請求し、保険金を騙し取っていたことが発覚。在校生 13 名、卒業生 5 名の大量懲戒退校・免職者を出した事件。「任官した先輩からやり方を教わった」と供述しており、組織的かつ継続的な犯行とみられる。

#### (防大の自習時間)

被告 KN 学生より自習勉強の抑止指導やポイント消化などで勉強させてもらえない状況であり部屋で他学生らも寛ぐ中、風俗店行きの指令に背く原告 1 人だけが狙い撃ちに。進級がかかったテスト期間にボールペンで修正不可の反省文の強要は約 1 ヶ月続き、食事、入浴も削られ、睡眠中も叩き起こされた。(原告の法廷証言より)

#### (防大の情報共有における指導)

A が失敗をする。上級生からの指導で「情報共有しろ」と言われると他の B が同じ失敗をした場合「情報共有が上手く出来ていない」と A の責任となり「指導」を受ける。他学生の失敗のたび A が指導を受け続ける(原告代理人法廷にて)

### 5.28 被告 OZ 学生 2年 (3小隊学生長付)

- ・2年で留年し原告と同期になった学生。
- ・遺影写真を確認後、悪質な大量スタンプ送信、原告が自らグループを退会するよう仕向けた(自ら退会すると二度と見れない：証拠隠滅)
- ・親からのクレーム、ヤバい⇒告訴を恐れた
- ・「お・う・か、0点なぜ退会しない？」は打ち間違い、故意でないと主張、反省の色なし
- ・遺影は本人が嫌であれば苛めで、嫌でなければ苛めでない。名誉棄損の認識は無いと証言。
- ・帰療中の認識有り⇒無しに変化。教官から原告の状態を説明済みに関わらず**不知**と証言。
- ・教官から促され原告への謝罪済みを主張。  
(電話も可能な中、一方的にラインで安易な謝罪)

《代理弁護士仲家淳彦》

### 6.14 被告 UC 学生 3年(同室ボクシング部主将)

- ・3年でありながら被告 UC は寝坊し、そのことで原告に対し「気遣いが出来ていない」と**拳で殴打**、その後「食事のお代わりに準備ができていない」と**セクハラ虐待**を指導の一環として行ったことを認めた。
- ・耳を覆いたくなる虐待行為は3回(原告 18 回程を主張)で他学生がいた部屋内で行なった。
- ・「歯を食いしばれ」原告の顎骨の感触ありと調書⇒「ジャブを打つように軽く」証言が変化
- ・裁判長から「両足を平行にしたまま殴打？」に「足は平行、3割の力で。怒りは強かった。」
- ・原告家族からの連絡後、教官から「指導自体は間違っていない」「手は出すな」と指導有。しかし、その後も他学生には暴力指導を続け 原告に告訴されてやっと暴力指導がいけないことだと理解できた。
- ・防大では自分は暴力的な方でなく普通の学生と証言し驚愕な防大の実態に今更、絶句した。

#### (原告の服務違反)

外泊の許可を得ていたが、祖父の病で帰省を教官に申請⇒却下。4年週番の助言で帰省。異なる滞在所により服務違反となる。「特別休暇」の存在を知り違反の撤回を要求(原告法廷証言より)  
—原告に不利になるように相手(国・学生)は証言します。  
真実を共有してください—